資料 6

令和８年１０月１６日
都市整備部都市計画課

江東区バリアフリー基本構想に基づく新たな重点整備地区について

１　設定の目的

「江東区バリアフリー基本構想（以下「基本構想」）」に基づき、バリアフリー整備推進地区のうち、区内のバリアフリー化を面的かつ計画的に推進するため、令和９年度から新たに重点整備地区へ移行する地区を設定する。

２　重点整備地区の設定

基本構想では、「東陽町駅周辺地区」及び「南砂町駅周辺地区」の２地区を継続して重点整備地区に位置づけ、特定事業（特定事業計画を含む。）を定めている。また、重点整備地区への段階的な移行を見据えた候補地区として、バリアフリー整備推進地区を設定している。

現在のバリアフリー整備推進地区は、地下鉄８号線延伸を契機としたまちづくりが進められている「（仮称）枝川駅周辺地区」及び「（仮称）千石駅周辺地区」に加え、拠点別評価の結果において評価点が高かった「亀戸駅・亀戸水神駅周辺地区」、「住吉駅周辺地区」及び「門前仲町・越中島駅周辺地区」の計５地区としている。

３　重点整備地区への移行地区

令和９年度に重点整備地区へ移行する地区については、江東区地域公共交通推進協議会への報告のうえ、駅周辺の通行人口及び主要施設数が多く、拠点別評価で最も高い評価点を得た「亀戸駅・亀戸水神駅周辺地区」を設定する。

４　今後の予定

令和９年４月から、江東区地域公共交通推進協議会、江東区バリアフリー基本構想推進会議及び江東区ユニバーサルデザインまちづくりワークショップにおける協議・検討結果等を踏まえ、特定事業計画を策定し、令和１０年３月の所管委員会に報告する。